

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成31年2月4日(月) 午後2時から午後4時30分まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(家庭裁判所委員会委員) 五十音順・敬称略

大窪功真, 金子隆雄, 西知子, 西川知一郎, 平松紀代子, 藤井弘実, 山本久子, 吉田徳一, 米口慎也

(事務担当者)

今井輝幸, 浅野和之, 川住久美子, 原田尊儀, 木原義則, 望月玲子, 倉崎俊和, 松本茂太

4 議事

(1) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から, 前回委員会で委員から出された意見を踏まえて, 裁判所が行った取組等について説明した(前回のテーマ: 子を巡る紛争の解決に向けた家事調停充実の取組について)。

ア 子に対して別居親のイメージを高めてもらうために絵本を活用できるよう, 当庁に備え置いている絵本のリストを作成し, 適宜活用できる状況を整えたことを説明

イ 親ガイダンスの趣旨を当事者に理解してもらうよう, 調停委員の研修の機会に当事者の理解を促すための効果的な働きかけの方法につき検討したことを説明

ウ 親ガイダンスの在り方について, 当事者の状況や心情に配慮するという視点の重要性について家庭裁判所内で検討する機会を持ったことを説明

(2) 利用者アンケートの報告

事務担当者から, 庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて, 平成30年4月から平成30年9月分の次の内容を報告した上, 利用者の声を基に改善に取り組んでいることを説明

ア 回答数は10通である。回答者の性別は男性6人, 女性4人であり, 年齢は未成年から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は, 手続案内, 裁判・調停への出席, 裁判傍聴などである。

ウ 裁判所施設について, 利用しやすいとの回答が多い中, 「別館に行きづらい」といった回答もあった。

エ 裁判所職員の対応については, 「丁寧で親切」, 「傍聴しやすかった」などの意見が多く, 対応に不満であるとの意見はなかった。

(3) 意見交換(テーマ「少年事件における被害者配慮について」)

少年審判手続に関するDVD視聴，事務担当者からの少年事件における被害者配慮についてパワーポイントを用いた説明，当庁少年審判廷での模擬審判傍聴後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり。

(4) 次回委員会の日程，テーマについて

次回の委員会は，平成31年7月4日（木）午前10時から午後零時までとする。テーマは「成年後見制度の利用促進について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【少年事件における被害者配慮について】

- 意見交換に先立って、模擬審判を見学いただいた際に出た質問について、事務担当者から回答させる。
- ▲ 先程質問いただいた交通関係を除いた一般保護事件の件数について、平成27年は774件、平成28年は700件、平成29年は649件、平成30年は統計が確定していないため、正確な数値ではないが680件程度である。平成29年度までは減少傾向であったが、平成30年に若干の増加となっている。

また、被害者配慮制度の申出件数について、自庁統計の数値であるが、平成29年は事件記録の閲覧が21件、審判結果通知が13件、審判における意見陳述が2件、審判状況の説明が10件、審判傍聴が1件であった。平成30年は事件記録の閲覧が25件、審判結果通知が9件、審判における意見陳述が2件、審判状況の説明が6件、審判傍聴が3件であった。
- 意見交換事項について、随時御意見、御感想を賜りたい。
- ◎ 被害者が事件記録の閲覧をするときには、事件記録には目をそむけたくなるような写真が含まれる場合があると思うが、それも見せることになるのか。許可されない部分もあるのか。
- ▲ 事件記録の閲覧については、裁判官の判断により許可されない部分もある。許可されない部分はマスキングを施すことになる。当庁ではそのような写真は閲覧を許可しない方針であるが、被害者の方が全ての内容を見ることを希望されている場合、そのような写真が含まれていることを伝えた上でそれでもなお見たいとの希望がされ、裁判官が許可した場合は閲覧することもある。
- 本日は模擬審判の見学という貴重な経験をさせていただいた。先程の統計数値を聞いて、事件数に対して被害者配慮の申出件数が少ないことに驚いている。今回のテーマをもらってから、私や家族が少年による重大な犯罪に巻き込まれたとしたら、少年法の理念自体は理解できるものの、加害者が少年法に守られることに被害者としては割り切れるだろうか、加害者が少年か成人かに違いはないのではと考えていた。事件数と被害者配慮の申出件数からすると、特に審判の傍聴はかなり少なく、大部分の被害者があきらめてしまっており、それが数値に表れているのではないかと感じた。
- ▲ 一般的に、少年事件は全件家庭裁判所に送致されるが、その中には薬物犯罪といった被害者のない事件や、万引きなどの窃盗事件といった被害者が配慮を求めないような事件が相当数を占めていることもあり、そういった事情が事件数に比して被害者配慮の申出件数が少ないことに繋がっていると思われる。

- ▲ 先程、平成30年の審判傍聴の件数が3件とお伝えしたが、そもそも、審判を傍聴できる対象事件は、被害者が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負ったような事件に限られている。昨年は傍聴できる対象事件が3件だけであり、その全てについて、被害者が審判を傍聴している。
- ◎ 昨年の審判傍聴の件数が3件とのことであったが、傍聴後、裁判所が被害者から話を聞いたりすることはあるのか。可能であれば、被害者が審判を傍聴してどのように受け止めたかなどがわかれば教えてほしい。
- ▲ 審判傍聴の対象となるような重大事件については、事前に家裁調査官が被害者や遺族に調査し、その段階で被害者配慮に関する説明も行っている。傍聴後、被害者が取り乱すなどしたときは、審判傍聴後に家裁調査官がアフターケアをしている。
- ◎ 被害者が審判を傍聴することによって、少年が取り乱すこともあるのか。
- ▲ 被害者が審判を傍聴することにより、少年が事態を深刻に受け止めて動揺することもある。その場合、少年鑑別所の担当技官や保護者、付添人弁護士がフォローしていると思われる。
- ▲ 補足すると、被害者が審判を傍聴した場合、①少年の言動により被害者が傷つく、②被害者の言動で少年が傷つく、委縮するといったパターンが考えられる。少年の中には「自分は悪くない。」と主張する者もあり、そのような場合は被害者への二次被害も考えて、被害者に一時退廷してもらったりすることもある。
- 先程、少年審判の目的として再非行防止が挙がっていたが、再犯の件数はどれくらいあるのか。
- ▲ 当庁では再非行率の統計を取っていないためお答えすることはできないが、全国的には再非行の件数は一定数ある。裁判所としては、再非行防止のため、少年への働きかけに種々取り組んでいる。
- ▲ 一般的に、再非行を犯す少年は一定数おり、反対に重大な犯罪を犯したが立ち直る人もおり、その態様は様々である。
- ◎ 弁護士の経験から述べさせてもらおうと、同じ少年の付添人に3回選任されたこともあり、再犯を繰り返す少年もいるが、少しずつ落ち着いていき、20歳くらいには働いて家族を持つような人もおり、少年には可塑性があると感じている。家裁調査官がかかわったおかげで立ち直った人もおり、やはり大人がかかわることが必要と考えている。
- 被害者配慮制度を利用しやすくするための取組について、御意見を賜りたい。
- △ 事件記録の閲覧謄写について、裁判所が希望した被害者に対して費用に関する説明をした後に、費用がかかることを理由に申請をやめたりする人はいるのか。
- ▲ 当職の経験上、そのような人はいない。ただし、自分で事件記録を謄写するのは大変だという理由で弁護士に謄写を依頼する被害者はおられる。
- 被害者配慮制度について、私が保護司を務めている関係で、保護司としての意見、感想を述べるが、本日の模擬審判を見て、保護司も担当する少年の審判を傍聴することができ

れば、少年や被害者の生の声を聴くことができ、よりよい保護観察ができるのではないかと感じた。被害者配慮制度は進んでいるが、他方でインターネットによる加害者及び被害者への中傷などの二次被害も増えており、その対策もしないといけないと感じている。

- 被害者配慮について、「配慮」と感じられることも「ありがた迷惑」と感じられることもあると思われ、使い方が大事だと感じた。配慮の方法によっては少年や被害者の心を逆に傷つけることにもなりかねない。相手の心情をより配慮した制度にしてほしいと感じた。今後の少年法の見直しも含め、被害者配慮制度もいい意味で進めていただければと感じた。
- ▲ 現状として、被害者の意見陳述を行う場合であれば、まず調査官が少年の調査を行い、その情報から裁判官が審判廷で意見陳述するのが相当かを判断するなど、被害者が二次被害を受けないように慎重に配慮しながら進めているところであるが、貴重な御意見として承る。
- ▲ 裁判所のスタンスとしては、少年に対し、被害者の精神的なケア及び財産的な回復にできる限り対応してほしいと考えている。示談が進んでいないのであれば、保護者に対して働きかけを行っている。
- 被害者が事件記録の閲覧謄写をする場合、別途、謄写費用がかかるとの説明を受けたが、被害者が負担しないように配慮することも必要ではないかと感じた。他庁においても紙をコピーするのがスタンダードは方法なのか。私の職場では紙をコピーすることはほとんどなく写真を撮ることが多い。
- ▲ 事件記録を謄写する場合、当庁でコピーしてもらっている。データにした場合は思わぬところで外部に流出してしまうおそれもあるため、そのような方法は採っていない。また、紙であっても、コピーしたものは外部に出さないという誓約をしてもらっている。
- ◎ デジタルカメラで事件記録を撮影することも認めていないのか。
- ▲ 当庁では、被害者については認めていない。付添人弁護士の場合は撮影を認めることもあり得る。
- ▲ 補足すると、被害者が事件記録を謄写するのは民事上の賠償請求に使用するといった目的も多く、その場合は証拠として提出するので紙の方がよい側面がある。他方、データの場合、事件記録は機密性の高い情報であり、万が一の情報流出といった懸念がある。
- 紙、データともそれぞれリスクはあるが、事件記録自体が紙であるため、現状の運用としては紙ベースとならざるを得ない。
- 少年法の対象が14歳以上の少年であり、14歳未満の少年は児童相談所に通告されることになり、同じ中学2年生でも14歳に達しているかどうかで家庭裁判所か児童相談所かに分かれてくる。児童相談所では、被害者配慮をほぼ行っていないのが現状であり、被害者が児童相談所に少年に関する問合せをしても一切答えておらず、被害者からしてみると感情的になることもあると思う。今日の少年事件における裁判所の被害者配慮制度の説明を聞いて、今後、児童相談所においても、制度として被害者への配慮を求める声

も出てくるだろうと感じた。また、被害者にとって審判自体はあくまで流れの一部分であるところ、被害者の回復のためには審判傍聴や意見陳述といった配慮は必要だと感じた。

- △ 裁判所が少年に対して不処分や審判不開始の決定をすることにより、被害者から不満等の苦情を受けることがあるのか。
- ▲ 当職の経験では、審判結果を通知した後に被害者から意見をいただいたことはない。審判結果通知書には、処遇の理由も記載しているので、被害者もそれを見て納得いただいているものと考えている。
- ◎ 審判結果通知では、少年が少年院から退院する時期も通知されるのか。
- ▲ 退院時期について、裁判所は把握していないので、裁判所から通知することはない。
- ◎ 少年の退院時期は付添人も把握しにくい。審判の一年後に少年に面会に行くと、罪の重さや被害者の心情等、事件をきちんと振り返ることができている少年もいるが、そこまでには時間もかかる。重大な事件であるほど、審判後の裁判所のかかわり方も重要であると考えるが、裁判所は審判後も少年院と連携することがあるのか。
- ▲ 裁判所としては、あくまで少年の指導全体の一部として審判を担っているという感覚であり、審判後も処遇機関と連携している。具体的には、少年の処遇に関し、裁判所が処遇機関の教育計画を確認したり、動向視察として裁判官が少年院に赴いて少年の視察を行うなどして連携している。退院時期については、大まかな目安は把握できるものの、少年院への収容を継続する場合や仮退院で時期が早まる場合もあり、審判結果通知の制度の中で退院時期を伝えるのは適切ではない。
- 先程、被害者への経済的支援の話が出たが、犯罪被害者への給付制度もあると思うが、審判の中で被害者が加害者に損害賠償を請求できたりする制度はあるのか教えてほしい。
- ▲ 損害賠償といった民事上の請求と少年審判は連動していない。審判の際に付添人が被害者と示談して、それを審判で明らかにすることによって裁判所が把握することはある。
- ▲ 補足すると、先程見ていただいたDVDでは、付添人が被害弁償に動くシーンがあったと思うが、付添人がついた場合には、被害者の経済的支援に動くことが多い。また、少年事件の場合は少年審判手続の中で民事上の請求を解決する仕組みにはなっていないが、成人の刑事事件の場合は、損害賠償命令制度という、刑事事件の有罪の判断をした裁判所が民事上の請求も判断する制度がある。
- パワーポイント資料では、被害者調査の方法として、書面照会によって行われる場合もあるとのことであるが、書面とは電子メールの方法なども含まれるのか。また、裁判所に来ることが難しい被害者の場合、ウェブカメラなどを利用して被害者調査を行うこともあるのか。
- ▲ 被害者調査のほとんどは書面照会によって行われている。その中で特に必要と考えられるものは裁判官と協議の上、面接の方法で実施するものもある。被害者から電子データでやりとりをしたいとの申出はなく、時代の流れもあるが、現状の制度の中では書面照会は紙ベースで行わざるを得ないと考えている。

- △ 先程、被害者が事件記録を閲覧するスペースを見させてもらったが、閲覧用の椅子がパイプ椅子であるなど、少し簡素な仕様であると感じた。検察庁では、被害者に利用してもらう部屋は全体を暖色系にしたり、ソファを置くなどして被害者の心情に配慮している。以前の家裁委員会の中で、裁判所が児童待機室の設備仕様に力を入れているのを伺ったことがあるので意外に感じた。
- ▲ 被害者の待合スペースには調停室を用意しているが、事件記録の閲覧については、事件記録の離散、紛失等を防ぐため、事件記録の保管者である書記官が管理できるよう、書記官室での閲覧を原則としている。被害者が閲覧する際には、外部から見えないようにパーテーションで区切るなどの配慮を行っている。
- ◎ 私も閲覧スペースの状況を見て意外に感じた。どこの裁判所でも同じような設備になっているのか。
- ▲ 他庁の設備状況は把握していないが、事件記録の閲覧は同様の理由から書記官室で行われていると思われる。
- やはり、記録管理の観点からは、書記官の目の届く場所で閲覧を行ってもらう必要がある。その中で、できる限りの配慮を行っていききたい。
- 少年の処遇について、少年の資質や家族関係によって最終的な処分が異なることはあるのか。異なる場合、被害者に対してどのようにフォローされているのか。
- ▲ この点は刑事裁判手続と異なる。例えば、成人刑事事件の場合、5人で強盗を行ったときは、罪の重さは基本的に同じであり、主導的かどうかなどの役割に応じて量刑を修正していくことになるが、少年審判の場合は要保護性が重要な要素となるため、5人それぞれの要保護性を考慮した処遇となり、要保護性から、主導的な役割の少年よりもそうでない少年の方が重い処遇となることもあり得る。
- 被害者の被害感情が高いところ、少年の家庭環境も交友関係も比較的良好であるがゆえに少年の処遇が軽く被害者が納得しないような場合、被害者へのフォローはどのように行っているのか。
- ▲ 制度上、審判後に裁判所が被害者にかかわることがない。被害者へのアフターケアとしては、被害者の代理人弁護士等が行っているものと認識している。
- 本日は各委員から貴重な御意見を賜った。当庁としても、本日の御意見を参考にさせていただき、今後も改善に取り組んでまいりたい。

以 上